

〈研究ノート〉

「子ども家庭ソーシャルワーク」の目標と ソーシャルワーク・ストラテジーの方向性

——アメリカ合衆国の子ども虐待支援の政策的変遷を中心として——

遠 藤 和 佳 子*

Goals and direction of social work strategies in child and family social work:
Focusing on child abuse policies in the United States

Wakako Endo

要旨：本稿では、アメリカ合衆国における子ども虐待支援の政策的変遷から、この国が有するに至った「子ども家庭ソーシャルワーク」の目標とソーシャルワーク・ストラテジーの方向性を整理し論じる。アメリカ合衆国は深刻な子ども虐待に対する戦いを長きにわたって繰り広げてきた、苦難の歴史をもっている。そこでまず、この国における子ども虐待支援の政策的変遷を概観したのち、①子どもの安全性、②パーマネンシー、③子どもと家族のウェルビーイングが目標とされてきたことを確認する。そして、これらの目標を実現するために、①サポート・サービスの階層化、②エビデンス・ベースドな実践、③コミュニティの多様な資源との連携を、アメリカ合衆国ではソーシャルワーク・ストラテジーの方向性として重視してきたことを論じていく。最後に、ストラテジーの方向性を具体化していくべく、アメリカ合衆国は、多様な領域にまたがる業務であっても、それらの領域を結びつけ、協力を促し、それらが有する資源を調整する「コネクティング・ドッツ（点と点をつなぐこと）」の哲学（フィロソフィー）を確立してきたことを述べる。

Abstract: In this paper, I will summarize the goals and the direction of social work strategies in child and family social work, focusing on child abuse policies in the United States. The United States has a troubled history of fighting against very serious child abuse. After an overview of child abuse policies, I will show that (1) child safety, (2) permanency, and (3) child and family well-being are goals of child and family social work in the United States. Next, I will discuss the importance that the United States has placed on (1) the hierarchy of support services, (2) evidence-based practices, and (3) linking with diverse community resources as the direction of its social work strategy in order to achieve these goals. Finally, there is confirmation that the United States has established a philosophy of “connecting dots” for the direction of child and family social work strategy, and has created the Children’s Cabinet.

Key words：子ども家庭ソーシャルワーク child and family social work 子ども虐待 child abuse ソーシャルワーク・ストラテジーの方向性 direction of social work strategies コネクティング・ドッツ（点と点をつなぐこと） connecting dots

I はじめに

アメリカ合衆国は深刻な子ども虐待に対する戦いを長きにわたって繰り広げてきた、苦難の歴史をもっている。それゆえ、この国の「子ども家庭ソーシャルワ

ク」は子ども虐待に対し、いかに適切かつ有効な支援を行っていきべきかといったことが大きな課題の一つとされてきた。それをふまえて本稿では、アメリカ合衆国における子ども虐待支援の政策的変遷から、この国が有するに至った「子ども家庭ソーシャルワーク」の目標と

受付日 2022. 5. 18 / 掲載決定日 2022. 8. 1

*関西福祉科学大学 社会福祉学部 教授

ソーシャルワーク・ストラテジーの方向性を整理し論じることとする。

以下では、まず、アメリカ合衆国の子ども虐待支援の政策的変遷を概観する。その際には、1980 年の「養子縁組援助および児童福祉法 (The Adoption Assistance and Child Welfare Act: AACWA)」が定められたことがエポックメイキングなできごととして位置づけられ得るだろう。これ以降、すべての子どもに対して安定した恒久的な成長の環境 (パーマネントな環境) を保障しようと、実親とともに家庭で暮らすことを最優先する政策が明瞭に示され、「パーマネンシー・プランニング (Permanency Planning)」、「リーズナブル・エフォーツ (Reasonable Efforts)」、「リスト・リストラクティブ・オルタナティブ (Least Restrictive Alternative)」の 3 つの原則がアメリカ合衆国児童福祉政策のバックボーンとなったのだ。そうした流れが 2018 年の「家庭優先予防サービス法 (The Family First Prevention Service Act: FFPSA)」制定までの歩みまで続いていることを確認する。

そういった歴史を概観し、子ども虐待やネグレクトから子どもたちをまもる「子どもの安全性」、子どもたちにパーマネントで安定した絆をもたらすことを目指す「パーマネンシー」、発達・健康・教育・文化・精神・住居などの面で子どもや家族のニーズを満たす「子どもと家族のウェルビーイング」が、「子ども家庭ソーシャルワーク」の確固たる目標となってきたことを確認する。そして、これらの目標を実現するためにソーシャルワーク・ストラテジーの方向性として重視されてきた、①サポート・サービスの階層化、②エビデンス・ベースドな実践、③コミュニティの多様な資源との連携について論じる。

最後に、ストラテジーの方向性を具体化していくべく、アメリカ合衆国は、多様な領域にまたがる業務であっても、それらの領域を結びつけ、協力を促し、それらがある資源を調整する「コネクティング・ドッツ (点と点をつなぐこと)」の哲学 (フィロソフィー) を確立してきたことを述べる。

II アメリカ合衆国における 子ども虐待支援の政策的変遷

本章では、芝野 (2001)、Downs et al. (2000)、Pecora et al. (2019)、畠山 (2015) をもとにアメリカ合衆国における子ども虐待支援の政策的変遷について概観する。

1962 年 Kempe らにより、家庭における子どもの虐待がアメリカ医学会誌に「殴打された児童症候群 (The Battered Child Syndrome)」として報告され、瞬く間に社会問題として認知された。こうした子ども虐待への対策

として 1974 年には、「児童虐待防止法および処遇法 (The Child Abuse Prevention and Treatment Act: CAPTA)」が定められている。この法律は、虐待から子どもの命を救うことを最優先にした法律である。また 1970 年代後半から 80 年代後半には、専門職の「虐待の通報義務」に関する州法も各州で発効されている。その後、通報数はピーク時で、年間 300 万件を超えるにいたっている。

このようにアメリカ合衆国における「子ども家庭ソーシャルワーク」の歴史は、子ども虐待との戦いの歴史とも言ってもよい。たとえばシカゴ市のあるイリノイ州クック郡のみでも、1995 年度で虐待の通報は 6 万 5 千を数え、虐待を受けたと確認された子どもの数は実に 2 万人を超えている。この年、クック郡では 47 人の子どもが虐待によりその短い命を終えている。こうした子ども虐待の事態に対して、多くの子どもたちは彼らの親や家族から引き離されることになり、結果、彼らの命は救われることになったものの、他方で里親や施設の間を転々とするようになってしまった。つまり子どもたちは、安定した恒久的な成長の環境 (パーマネントな環境) を見いだすことが非常に困難になったのである。そればかりではなく、子どもをとられた保護者もますます生活がすさみ家庭崩壊がすすみ、子どもにとってもっとも大切な成長の場である家庭を子どもから奪い取るようになってしまった。

この反省からアメリカ合衆国では、1970 年代から「パーマネンシー・プランニングの改革」が叫ばれ始める。さらに 1980 年には「養子縁組援助および児童福祉法 (The Adoption Assistance and Child Welfare Act: AACWA)」が定められ、すべての子どもに対して安定した恒久的な成長の環境 (パーマネントな環境) を保障しようと、実親とともに家庭で暮らすことを最優先する政策が明瞭に示されることになった。

この法律では、アメリカ合衆国児童福祉政策のバックボーンとなる原則が明らかにされた (芝野 2001、Schuerman, Rzepnicki, and Littell 1994、畠山 2015)。それが「パーマネンシー・プランニング (Permanency Planning)」、「リーズナブル・エフォーツ (Reasonable Efforts)」、「リスト・リストラクティブ・オルタナティブ (Least Restrictive Alternative)」の 3 つの原則である。

パーマネンシー・プランニングは、Goldstein, Freud, and Solnit (1973) の調査研究に裏付けられた原則である。彼らは長年の調査研究にもとづき「子どもの成長には安定した心理的な関係を育める親」が必要であることを明確にした。この場合の親は生みの親 (biological parent) と考えるのが自然であるが、必ずしも生みの親に限定されない。むしろ彼らは、特定の人と安定した心理

的關係を結べる環境が子どもに保障されていることが重要であるとした。

リーズナブル・エフォーツの原則は、子どもの最善の利益 (the best interests) のために、家庭維持 (family maintenance) あるいはそれが困難な場合のパーマネンシー・プランニングを実施すべく、できうる限りの努力をすることである。この原則によれば、子どもが置かれている状況について可能な限り情報を集め、必要な資源をでき得る限り活用して、子どもの最善の利益をまもる努力をしなければならない。

リスト・リストラクティブ・オータナティブの原則は、精神障害者の処遇に関して提唱されたが、子どもの処遇に関しても早くからその重要性が認められてきた。精神障害者の場合と同様、子どもにも、その自由な成長を保障する環境が必要であるが、公的な介入が多くなるに従ってリストラクティブな面 (制限) が増え、子どもの自由な成長は束縛されることになる。こうした考え方に立つと、状況によって例外はあるものの、一般的には子どもが生まれた家庭がもっともリストラクティブではない環境であると考えられる。そして、これもまた例外は考えられるが、施設措置は公的な介入による制限がもっとも強い環境ということになる。リスト・リストラクティブ・オータナティブの原則に従えば、子どもの自由な成長という観点から、家庭がもっとも制限の少ない環境と見なされ、里親委託を含めた家庭外措置はみな制限が強い環境と見なされることになる。

その後、アイオワ大学に「ファミリー・センタード・プラクティスのためのナショナル・リソース・センター (The National Resource Center for Family Centered Practice)」が設立され、家庭を中心とした児童福祉支援の実践やその連携が試みられる。また 1988 年には「ファミリー・サポート法 (Family Support Act)」が、1992 年には「ファミリー・プリザベーション法 (Family Preservation Act)」が制定され、地域に存在するさまざまな資源を活用しつつ家庭をエンパワーし、子どもに安定した成長の環境 (パーマネントな環境) を保障しつつ、子どもの最善の利益を実現しようと数々の試みが行われるにいたっている。こういった動向の一環として、全米 30 州において家庭を中心とした児童福祉支援のプログラムが実施されたりもしているのだが、その一方で 1997 年には「養子縁組および危険なき家族法 (The Adoption and Safe Families Act: ASFA)」が制定されている。この法律では、かならずしも家庭に子どもを戻すことに焦点が当てられない。そうではなく、場合によっては養子縁組や里親によるフォスターケアも考慮されるにいたり、それまでのファミリー・プリザベーションの考え方

から、ある種の転換が行われていると言えるものであった。

ただしフォスターケアを受けるには年齢が高くなっている青年層についても、自らで自立した生活を営むスキルを獲得し維持できるよう支援を行う必要がある。平均的なアメリカ合衆国の青少年は 26 歳まで十分に自立した生活を営むことができないと言われているにもかかわらず、彼らは 18 歳になった時点でフォスターケア制度の対象から外れてしまう。そこで、1999 年にフォスターケア独立法 (Foster Care Independence Act) が制定され、青少年に対する自立支援も行われるようになったのである。

ところで、1974 年に定められた「児童虐待防止法および処遇法 (The Child Abuse Prevention and Treatment Act: CAPTA)」が最後に認可されたのは、1996 年である。法案が再承認されなかったのは、連邦議会で下院と上院で合意に達することができなかったためであるが、そこで同法を改め 2003 年に、「子どもと家族の安全確保法 (Keeping Children and Families Safe Act)」が制定されるにいたる。この法律で主に定められたのは、①「ケースワーカーの研修、スーパービジョン、採用、確保など、ケースマネジメントに関する子どもたちをまもるサービスの制度的条件を改善すること」、②「子どもたちをまもるサービス機関が、公衆衛生、精神衛生、発達障害に関わる各機関と連携を図ること」、③「家庭に対するコミュニティ・ベースドな支援を通じて、子ども虐待やネグレクトを防止すること」、④「里親に育成されることのできる年長の子どもたちの数を増やすとともに、管轄区域を越えて養子縁組を行う際の障壁をなくすこと」などである。これ以降も、「児童虐待防止法および処遇法 (The Child Abuse Prevention and Treatment Act: CAPTA)」は様々な修正法案が提出されていく。

さらに 2018 年には、「家庭優先予防サービス法 (The Family First Prevention Service Act: FFPSA)」が超党派の予算法の一部として定められる。これは、子どもたちが家庭外のケアに置かれた場合に抱えてしまうトラウマを防ぐべく、家族を第一にしたソーシャルワーク・サービスを展開するためのものである。この法律では、子どもたちが安全なかたちで家庭にいたることができるようにするために、親たちが、メンタルヘルスや薬物依存症の治療だけではなく、適切に親となることのできるペアレント・トレーニングを受けることができることを強調している。この法律を契機に、アメリカ合衆国では、家族や子どもたちにサービスのあり方が大きく変わったと言われる。とくに子どもや家庭を社会で包括的に (まるごと) 支えていくことのできるよう、コミュニティを基盤

表 1 アメリカ合衆国における子ども家庭ソーシャルワークの動向

年	法律名	できごと
1909		White House Conference on Children ：児童に関するホワイトハウス会議
1962		“The Battered Child Syndrome” reported by C. Henry Kempe ：ヘンリー・ケンプがアメリカ医学会誌に「殴打された児童症候群」を報告 児童虐待が社会問題として認知され始める
1970 年代 ～		「児童虐待の通報義務」に関する州法が各州で発効される パーマネンシー・プランニング改革の到来
1974	Child Abuse Prevention and Treatment Act (CAPTA)：児童虐待防止法および処遇法	
1974	Juvenile Justice and Delinquency Prevention Act	
1975	The Education for All Handicapped Children Act	
1978	The Indian Child Welfare Act	
1980	The Adoption Assistance and Child Welfare Act (AACWA)：養子縁組援助および児童福祉法	*Goldstein たちによる 3 部作の中で示されたガイドラインが AACWA の中で法的手続きとして具体化された 「Beyond the Best Interests of the Child」 「Before the Best Interests of the Child」 「In the Best Interests of the Child」 * AACWA による子どもの措置に対する手続きの 3 つの原則がたてられた 「Permanency Planning パーマネンシー・プランニング (子どものパーマネンシーを実現させる法的枠組み)」 「Reasonable Efforts リーズナブル・エフォーツ (専門職による正当な努力)」 「Least Restrictive Alternative リースト・リストラクティブ・オルタナティブ (最も拘束の少ない援助の選択肢)」
1981		The National Resource Center for Family Centered Practice アイオワ大学に「ファミリー・センタード・プラクティスのためのナショナル・リソース・センター」が設立された
1983		Pecora たちの Family Centerd Practice (FCP) コミュニティを基盤とし、児童虐待ケースだけでなく障がい児のいる家族、薬物依存の親や服役中の親のいる家族など、幅広い家族に対しても用いられる
1988	Family Support Act：ファミリー・サポート法	無条件に家庭を援助するというより、保護者の自立を促す支援
1992	Family Preservation Act：ファミリー・プリザベーション法	ファミリープリザベーションプログラム及び予防的なファミリーサポートプログラムが予算化される Family Preservation and Support Service Program (PL.103-66)
1995		イリノイ州クック郡 児童虐待の通報通告が 6 万 5,000 件を数え、被虐待児が 2 万人を超える
1996	Personal Responsibility and Work Oppotunity Reconciliation Act (PRWORA)	PRWORA は、クリントン政権下の主たる福祉改革。 1996 年の PRWORA と 1997 年の ASFA は、ほぼ同時に施行されたため、Funds the Temporary Assistance to Needy Families (TANF：児童扶養世帯扶助) から Aid to Families with Dependent Children (AFDC：貧困家庭一時扶助) への切り替えと合わせて、貧困家庭にとっては子どもの再統合がさらに難しくなる可能性が高くなったと批判される
1997	The Adoption and Safe Families Act (ASFA)：養子縁組および危険なき家族法	・養子縁組の促進のため、ASFA は子どもの里親ケアの措置期間を短縮化 (12 カ月) としたが、短すぎると批判を受ける ・保護者が虐待の処遇を必要としたり、ホームレスであったり、ドメスティック・バイオレンスの問題を抱えていたりする場合、処遇のオプションを増やす。
1999	Foster Care Independence Act：フォスターケア独立法	Turnell & Edwards の「サインズ・オブ・セーフティアプローチ」
2003		Child Welfare League of America (1. Permanency Planning 2. Family Support 3. Family Centerd Services)
2003	Keeping children and Families Safe Act (KCFSA)：子どもと家族の安全確保法	

2008	Fostering Connections to Success and Increasing Adoptions	
2009		Pecora たちは、Family Centerd Practice (FCP) の視点として、1. エコロジカルな視点、2. コンピテンスの視点、3. 発達の視点、4. パーマネンシープランニングの視点を提示した。のちに、5. リスクと保護要素が追加された
2010	The Patient Protection and Affordable Care Act	
2010	Child Abuse CAPTA Reauthorization Act	
2013	Family Educational Rights and Privacy Act (FERPA)	
2018	The Family First Prevation Services Act (FFPSA)：家庭優先予防サービス法	ラップアラウンドサービスに焦点があてられる

資料出典：筆者作成

としたサービス（これはアメリカ合衆国やカナダでは「ラップアラウンド・アプローチ」と言われている）に焦点が当てられるようになったのである。

このようにアメリカ合衆国の歴史を見ると、家庭の崩壊を防ぎ、家庭を維持し（family maintenance）、子どもたちにとって安定した成長の場となる家庭をまもっていくという「ファミリー・プリザベーション」が、「子ども家庭ソーシャルワーク」にあって非常に重視されるようになってきたことが分かるだろう。そこで次章では、以上の歴史の中でアメリカ合衆国が「子ども家庭ソーシャルワーク」において目指すべきだとするに至った目標を概観してみることにしたい。

Ⅲ 「子ども家庭ソーシャルワーク」が目指すべき目標

アメリカ合衆国の子ども虐待支援から、「子ども家庭ソーシャルワーク」が目指すべきだとされるに至った目標とは何か。それは、①子どもの安全性を確保すること、②家族を維持し子どものパーマネンシーを確保すること、③子どもと家族のウェルビーイングを達成することである。以下では、それぞれについて、Pecora et al. (2019: 6-11) の記述に沿いながら詳細にみていく。

1 子どもの安全性

「子ども家庭ソーシャルワーク」は、まず、虐待、ネグレクトなどをはじめ、マルトリートメントのリスクがあると報告された子どもたちのニーズに対応しなければならない。マルトリートメントは子どもの認知的、感情的、身体的発達に対して有害な影響を及ぼす。

それゆえ「子ども家庭ソーシャルワーク」は、子ども虐待やネグレクトから子どもたちをまもることを第一の目標としている。この目標は、バイオロジカルな親と同居している子どもだけではなく、虐待が発覚後に引き離された後に家族と再び相まみえることになる子ども、マルトリートメントのために親権が停止され施設に措置さ

れることになった子どもなど、すべてのケースで重視されるべきものである。すべての子どもは虐待やネグレクトのない安全な環境で生活する権利があるという考え方もとづき、ソーシャルワーカーは活動する。その際には、マルトリートメントの根底にある要因とは何かを特定し、それに対処していく必要があるのだ。

とはいえ、マルトリートメントの根底にある要因とは何かを特定するというのは、それほど容易ではない。実際、そのことについては様々な考え方があり、諸機関が介入していく基準をどうするのかも統一できていない。さらにペアレンティング（親となること）にあってせめてどのような基準を満たすべきなのかも特定できていない。このように様々な意見が錯綜してはいるものの、「子ども家庭ソーシャルワーク」は政策的・実践的なものとして、子どもの発達におけるリスクやそれを防ぐ因子に関する近年の研究成果を常に取り入れながら展開されてきたのである。

現在、強制的な介入は子どもたちが明らかに被害を受けていたり、近い将来においてマルトリートメントの深刻なリスクにさらされているといったエビデンスがある場合にのみ行われる。そうでなければ、ペアレンティング（親となること）能力を高める支援を行うことにフォーカスが当てられるようになっている。アメリカ合衆国における多くの州では、ソーシャルワーカーは子どものリスクに対して必要最小限で適切なケアを行うよう促されており、あらゆる親が子どもを「最適なかたちで」育てるとは限らないとされる。ペアレンティングの最低基準を満たすべく親たちが利用できるサービスをふまえて、ソーシャルワークの意思決定が行われ、ケースプランが実行されていくのである。

どのような機関であれ完璧にあらゆるサービスを兼ね備えているわけではないが、クライシス・ナーサリーやペアレンティング・サポートグループなど、コミュニティには、そうした不足を補ってくれ、「子ども家庭ソー

「ソーシャルワーク」を支えてくれる多様な資源がある。とりわけ決定的に重視されるのは、そういったサービスを用いるクライアントの力を信じ、彼らの主体性に寄り添うことなのだ。ソーシャルワーカーが家族に向けて提供するサービス以上に、一番大切なのは、そうしたサービスを受ける人たち自身の力を引き出すことであり、ソーシャルワーカーたちとともに歩もうと自分たちで考えてもらうことなのである。

2 パーマネンシー

虐待された子どもやネグレクトされた子どもを保護するために介入しようとする場合、子どもたちにパーマネントで安定した絆をもたらすように配慮しなくてはならない。子どもは安定したパーマネントな家族のもとで育てられなければならないのである。

このパーマネンシーの原則は連邦法の中で貫かれてきたものであり、1980 年の「養子縁組援助および児童福祉法 (The Adoption Assistance and Child Welfare Act: AACWA)」、1997 年の「養子縁組および危険なき家族法 (The Adoption and Safe Families Act: ASFA)」、2003 年の「養子縁組促進法 (Adoption Promotion Act)」においても表現されている。もちろんパーマネンシーを保障するだけで子どもの幸せが確保できるというわけではないが、しかしパーマネンシーは子どもが育つうえで決定的に重要な要素であろう。

第一に、保護者が安定して愛してくれるような環境は、子どもの発達にとって大切である。Appleyard, Egeland & Sroufe (2007) も述べるように、子どもは、人生において健全な人間関係を築いていくために、大人との安定的でポジティブな関係が不可欠となる。そうでなければ、子どもたちは、トラウマを抱えたり、ストレスを増大させたり、社会的関係を取り結んだりする能力を低下させたりしてしまう場合がある。

第二に、子どもは自分たちを懸命にケアしてくれる親を必要としており、生物学的な親であれ、里親であれ、養子縁組した親であれ、親としての役割が安定していれば、親も子どもに肯定的にコミットメントをもちやすくなるであろう。子どもたちは、諸機関によってよりも親によってケアを受けた方が安心できるが、親も、子どものニーズに対応できるようになりやすいのである。

第三に、パーマネントな家族があることで、子どもたちは自らの暮らしが予測可能であると思えるようになる。次にいつどこに住むか分からないというのでは、子どもは大きなストレスを抱えてしまう。パーマネントな家族をもつことで、子どもは自らの未来を信じていることができるようになる。そうすることで成長する過程で大き

な困難が襲うことがあったとしても、自分自身の力を信じてうまく乗り切れるようになるのである (Kerman, Maluccio & Freundlich 2008)。

第四に、一般的に、家族が自立した力を持っていると、子どもを育みやすくなる (Goldstein, Freud & Solnit 1973)。ケースワーカー、里親、バイオリジカルな親などあちらこちらで育てられる場合よりも、パーマネントな家族は十分な子どもに関する情報やノウハウを蓄積し、タイムリーに意思決定を行うことができる。

このような観点から、パーマネンシー・プランニングも展開されてきたのである。パーマネンシー・プランニングとは何か。それは、子どもたちを彼ら自身が生まれた家庭で養育したり、法的にパーマネンシーが保障されている家庭に措置できたりするように、迅速に明確なアクションをとっていく計画やプロセスのことである。それはパーマネントな家庭の中で子どもたちがその人生を歩んでいくことを強調する、家庭に焦点を当てた政策的パラダイムである。

そうしたパーマネンシー・プランニングには、様々なオプションがある (Kerman et al. 2008)。子どもを生まれ育った家庭に留めておく場合もあれば、一度は施設に措置された子どもをバイオリジカルな家庭と再統合する場合もあれば、養子縁組を行う場合もあれば、実親と継続的な関係を保ちつつ特別な状況のもとで里親とパーマネントなケアを受ける場合もある。こうしたオプションの階層化は、広く考えられている。

しかしながら、これらのオプションのいずれも、あらゆる子どもに本質的に良いとか、悪いといったものはない。どのような場合であれ慎重なアセスメントと支援計画が必要とされ、そのもとではじめて、子どもを生まれ育った家庭で留めたり、親が子どもをケアできないとはっきりした場合にはパーマネンシー・プランニングの他のオプションに切り替えたりするのである。パーマネンシー・プランニングのもとでは、子どもたちを可能な限りバイオリジカルでリスト・リストラクティブな環境のもとで育て、措置変更を最小限にし、実親が子どもをケアできない場合には、養子縁組が可能なように法的な地位をタイムリーに変更していくのである。

3 子どもと家族のウェルビーイング

「子ども家庭ソーシャルワーク」を実現していくためには、子ども虐待やネグレクトから子どもをまもり、彼らが安全にすることができるようにすることが重要である。だが、それだけでは十分ではない。子どもたちの基本的ニーズが満たされることも、また不可欠である。その際には、子どもたちが健全なアイデンティティの感覚

を発達させることも含まれる。子どもたちが自立して生きることができる大人に成長できるよう、発達を促し情緒を育てていくことが必要とされる。そのためアメリカ合衆国では、子どもたちの民族的伝統に対する理解を助け、人種差別、性差別、同性愛に対する嫌悪、それ以外の差別に対処するためのスキルを身につけることにも努力が注がれてきた。

こういった子どものウェルビーイングは、事実上、家族のウェルビーイングと関連している。子どものウェルビーイングを達成するためには、家族が子どもをケアし、発達・健康・教育・文化・精神・住居などの面で子どものニーズを満たす能力を持てるように、家族のウェルビーイングに対する支援を様々な側面から展開していかなければならないのである。

にもかかわらず家族のウェルビーイングは、これまで目標とはみなされてこなかった。そこで現在では、「子ども家庭ソーシャルワーク」の重要な目標の一つに、家族のウェルビーイングを保障することも挙げられるようになってきている。ソーシャルワーカーは、そのために不可欠なサービスとサポートを見つけ、子育ての役割を担う親を応援し背中をおしてくれるコミュニティの資源を見つける支援を行う責任を負っているのだと言えよう。

以上のような①子どもの安全性、②パーマネンシー、③子どもと家族のウェルビーイングという目標を実現していくことが重要なのである。ではアメリカ合衆国では、いかなる方向性をもったソーシャルワーク・ストラテジーのもとで、これらを実現しようとしているのだろうか。次章では、このことについて見ていくことにしよう。

Ⅳ ソーシャルワーク・ストラテジーの方向性

アメリカ合衆国におけるソーシャルワーク・ストラテジーの方向性には、大きく3つの柱がある。それは、①「子ども家庭ソーシャルワーク」におけるサポート・サービスを階層化すること、②そのためにエビデンス・ベースド・プラクティス (evidenced-based practice: EBP) を目指すこと、③コミュニティの多様な資源とオープンな連携を図ることである。本章では、これらについて概観する。

1 サポート・サービスの階層化

虐待を繰り返す家族のなかには、どうしても再統合 (reunification) が不可能なケースもある。そうしたとき子どもを家庭復帰させたとすれば、子どもたちの生命そのものが危険にさらされてしまう。子どもや家族の中に

はどうしても家庭外への措置が短期的に、あるいは長期的に必要なケースがあり、そうした場合には、家庭外の措置を適切に活用してはじめて、子どもの安定した成長の環境 (パーマネントな環境) をまもることができる。

それゆえアメリカ合衆国でも、必ずしも家庭に子どもを戻すという「ファミリー・プリザベーション」を必要としないのではないかと考えた考えも生じてきたのである。たとえば Schuerman, Rzepnicki, and Littell (1994) の調査によると、「ファミリー・プリザベーション」のためのサービスが、かえって家庭外への措置を増やし措置期間を長引かせる結果となっており、逆に家庭外に措置されながらも、諸々のサービスを受容し親子の関係に改善を見たケースも多かったのである。

このように考えてくれば、あらゆるケースに「ファミリー・プリザベーション」のサービスを行なうのではなく、そのサービスが真に有効性を発揮するケースとそうでないケースを分け、サポート・サービスの階層化をはかる必要が生じてくる。真の意味でファミリー・プリザベーションを実現していくためには、このような階層化を行なうことが重要だとされているのである。

図1を見てもらいたい。危機的な状況にある家庭の場合、まず、家庭を維持するためのリーズナブル・エフォーツが試みられる。だが、家庭復帰も現実的ではないとなると、子どもに対する処遇オプションの第一は養子縁組である。養親の家庭は法的にも社会的にも生まれた家庭に次いで安定したリスト・リストラクティブな成長環境ということになる。そしてこれもまた不可能な場合には、長期里親委託、施設措置などが最後の手段として取られることになる。

このようにリスクの程度を見極め、それに応じてサポート・サービスを階層化し支援を行っていくことが、子どもたちが不当に里親や家庭あるいは施設の間をたらい回しにされるという、いわゆる「リンボー現象」を防ぐことにもつながるのである。アメリカ合衆国におけるソーシャルワークの現場では、子どもが不用意に家庭から引き離されたり、復帰させられたりするうちに家庭と里親、里親と里親の間を転々とするのが頻りに観察された。これを防ぐには、はっきりとしたサービスの階層化がなされ、それに沿って処遇の選択を行う基準が明確に定められる必要がある。

どのような条件があれば子どもは家庭から引き離すべきなのか、どのような基準で家庭復帰を判断するのか、などヒエラルキーを明確にし、その中で次善の方法を選択する時の具体的な基準を設けることが子どもの最善の利益をまもることになると考えられるのである。

このような階層化は、ペアレント・トレーニング・

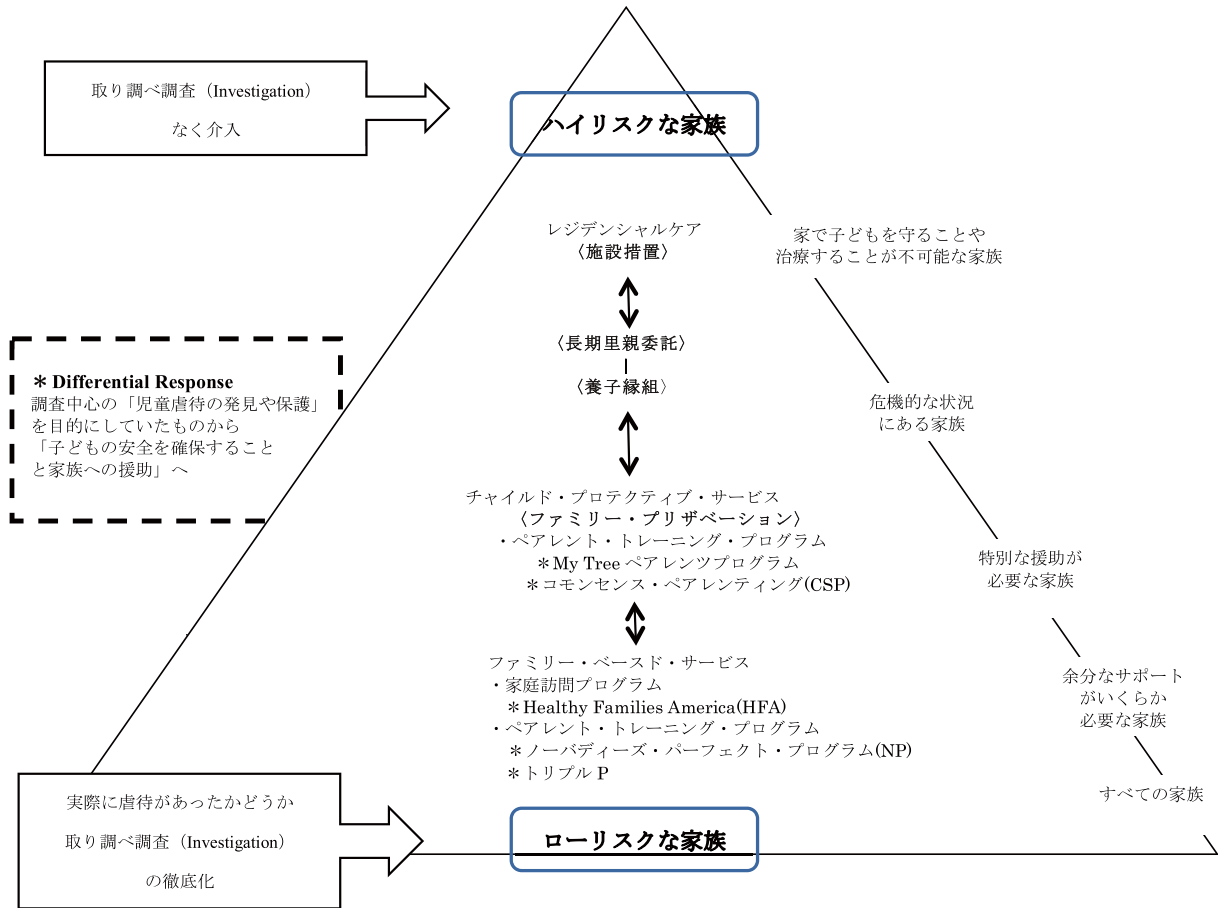


図 1 サポート・サービスの階層化

資料出典：Downs et al. (1996) p.67 を参考に筆者作成

サービスにおいても不可欠である。たとえば、虐待やネグレクトなどで子どもの安全性が脅かされるリスクがそこまで高くない場合のペアレント・トレーニング・プログラムとして、ノーバディーズ・パーフェクト・プログラム (NP) などが実施されている。これは、1980 年はじめに、カナダ保健省 (当時はカナダ保健福祉省) と大西洋 4 州 (ニューブラウンズウィック、ニューファンドランド、ノバスコシア、プリンスエドワードアイランド) の保健部局によって開発されたペアレント・トレーニング・プログラムであり、リスクの低い家庭に向けたプログラムとして開発されてきたものである。その一方、子ども虐待をひきおこした、ハイリスクな家庭の親に向けて行われているペアレント・トレーニング・プログラムとしては、コモンセンス・ペアレンティング (CSP) や MY TREE ペアレンツプログラムがある。

さらに深刻な虐待を引きおこしてしまっている親たちの場合、こうしたプログラムだけでは十分ではない。そうした親たちの中には、プログラムにはじめから参加する意思さえない人も少なくない。そうした場合には、コミュニティにおける多様な人びとを巻き込み (ラップア

ラウンドし)、彼らの支援のもとで、家族が「自ら育ちたいと願う主体」となるようにしていく必要がある。親たちが嫌々ながらプログラムに参加させられるのではなく、コミュニティの力を借りながら日々の暮らしの中で「育ちたいと願う」主体となって、自らがプログラムに参加しようとするのを可能にするペアレント・トレーニング・プログラムが喫緊に必要とされている。

またペアレント・トレーニング・プログラムには、里親や養子縁組の親に向けたプログラムも重要となろう。こういったプログラムはお互いが排除し合う関係にあるのではない。それらは、相互に連携しシナジー (相乗効果) を発揮していく関係にあるのだ。

それ以外に、虐待を受けた子どもを発見し保護する際の対応にも、アメリカ合衆国では様々な対応、すなわち「ディファレンシャル・レスポンス (differential response)」がとられ始めている。これまでは子どもを保護する場合には、必ず、虐待の有無に関して取り調べ調査 (investigation) が徹底されなければならなかった。だがハイリスクな家庭の場合には、取り調べ調査 (investigation) を徹底している間に子どもの命が危険にさ

らされてしまうことも多くみられるようになってきた。そのため、そうした場合には取り調べ調査 (investigation) を徹底させる前に介入しても良いとされるようになってきているのである。

2 エビデンス・ベースド・プラクティス

以上のようなサービスの階層化を実現していくには、明確なりサーチ・エビデンス (データ) に基づいたソーシャルワーク実践を展開していくことが前提となる。

これは、医療現場においてデータに基づいて判断することの重要性をうったえる「エビデンス・ベースドな医療実践 (evidenced-based medicine: EBM)」に大きな影響を受け、「エビデンス・ベースド・プラクティス」と呼ばれるようになったソーシャルワーク・ストラテジーの方向性である。個々のソーシャルワーカーたちの実践経験に培われた勘にのみ頼るのではなく、明確なりサーチ・エビデンス (データ) に基づいてリスクの判断を下していくことが重要となっているのである。

ただし医療であれば、治療効果をリサーチするにあたって、調査対象 (被験者) を無作為 (ランダム) に抽出し、治療を実施する「実験群」と、治療を実施しない「統制群」に分け、2つの群の比較を通じて治療効果を測定することも可能であるが、介入やサポートを行わなければ子どもの命が失われてしまうこともあるソーシャルワークでは、そうしたことが必ずしも可能なわけではない。実験計画法的なりサーチ・データを得ることが難しい場合もある。

Nevo & Slonim-Nevo (2011) が言うように、「ソーシャルワークでは、ソーシャルワーカーと利用者 (クライ

アント) との不断のコミュニケーションが重要であり、そうしたコミュニケーションを中心とする実践経験から生まれるソーシャルワーカーの実践知や想像力といったものが、実践におけるソーシャルワーカーの意思決定プロセスに入り込んでくる。エビデンスをリサーチ・エビデンスとして狭くとらえるのではなく、専門職としての教育や訓練で培われた専門的知識や技術に加え、実践における個々の事例についての反省的な検討から得られる知識や技術、実践での思いがけない発見 (serendipity) や閃きなどから得られる知識や技術といった広範囲な情報をエビデンスとして活用することが不可欠となるのである (芝野 2015: 49)。これは、「エビデンス・インフォームド・プラクティス (evidenced-informed practice: EIP)」と呼ばれるものである。

このことは、ソーシャルワーク研究に対して非常に重要な示唆を含んでいる。ただしあまりにもそのことを強調し過ぎてしまうと、結局何でもがエビデンスに含まれることになってしまい、データの質が不明確となり、結局リスクの判断が個人的な主観に委ねられても良いということにさえなりかねない。

それゆえ、「子ども家庭ソーシャルワーク」において重要なのが、「エビデンス・ベースド・プラクティス」というときに、「そのエビデンスとは何を意味するのか」「どのようにすれば『基礎づけられる』』と言えるのか」「どのような領域の実践なのか」を明確にする議論なのである。図2にあるように、これを明らかにする研究が、芝野 (2015) の研究をはじめ現在も進められている。

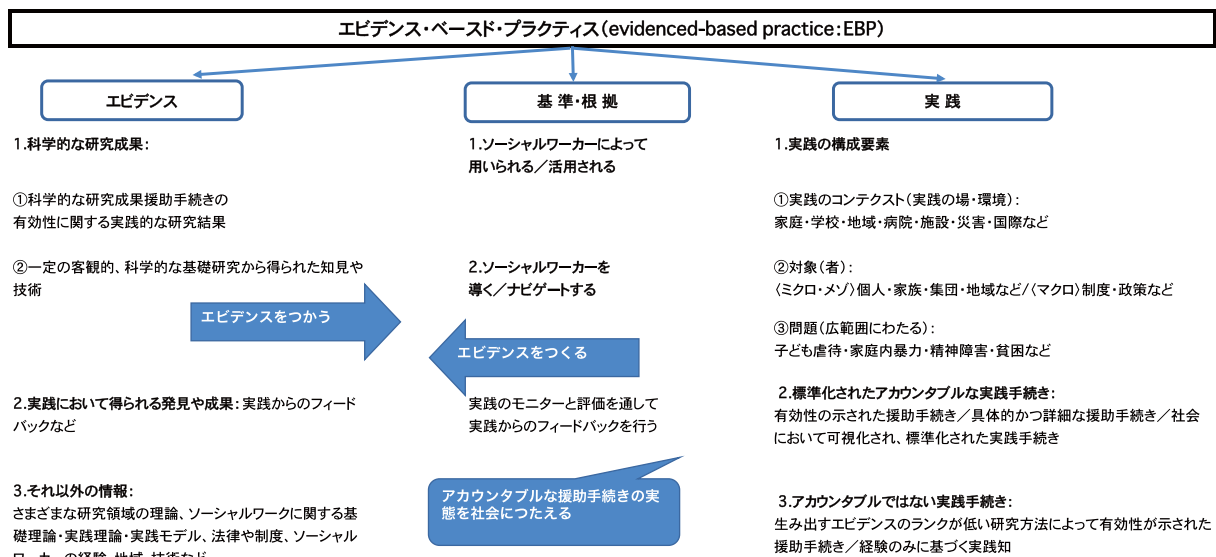


図2 EBPを構成する変数の再検討

資料出典：芝野 (2015) p.67 を参考に筆者加筆修正

3 コミュニティの多様な資源との連携

ファミリー・プリザベーションを実現していくためには、様々なスキル、メソッド、援助技術等を多用していかなくてはならない。しかしながら、それだけでは不十分である。その際には、コミュニティに存する多様な資源を見出し、これらと連携し活用していくことが重要となる。

子どもと家庭のソーシャルワークは、家庭の中でのみ実現されるのではなく、コミュニティへと開いてはじめて実現されるのである。そのための非常に効果的と思われる、実践的メソッドの一例として「ラップアラウンド・アプローチ」がある (Downs et al. 2000: 280)。これは、日本においてはいまだに十分研究・開発されていないものの、コミュニティの多様な資源とオープンな連携を図るための非常に有効な手法である。

ラップアラウンド・アプローチは、アラスカの児童精神保健局 (Children's Mental Health Services) のコーディネーターによって開発され、その後、ワシントンなど米国 30 州の 100 箇所以上で取り入れられており、きわめて有効な援助方法であることが確認されている (Vandenberg, Grealish, and Schick 1993)。このアプローチはコミュニティを基盤とするものであり、子どもと家族を支援していくためチーム (Child and Family Team) が生まれ、このチームが主体となってサービスが展開されるのだが、このチームには親、児童福祉関係者、司法関係者、教育者、聖職者、さらにコミュニティの代表者が入ることになっている。

チームは、生活領域 (life domains) に関してサービスを展開するが、ここに言う生活領域とは住居のような基本的なニーズだけでなく、友人などの社会的なネットワークも含んでおり、心理的なサポートも行なわれる。ただし従来のソーシャルワーカー主導のサポートと異なり、ラップアラウンド・アプローチがクライアントの自己決定を重視していることを見逃してはならない。ラップアラウンド・アプローチでは、親や子ども、家族といったクライアントたちが自分自身でみずからをとりまく環境や問題に目をむけ、その意味を再構成 (reframing) することを重視しており、そのように自己をとりまく環境を変え得るクライアントの力 (strength) をエンパワーすることにこそサービスの主眼がおかれるのである (牧野 2001: 118)。

それゆえ、このメソッドを用いたサービスの原則は、以下のようなものとなる。

- ①ラップアラウンド・サービスはコミュニティを基礎として実施されるよう努力されねばならない。
- ②そのサービスと支援は、子どもと家族のニーズに応え

るように個別化されねばならず、サービスの行いやすさ等から計画されてはならない。

③そのプロセスは子どもや家族の特有の価値観、社会的・民族的なあり方などを基礎に文化的に考えられねばならない。

④親は、そのプロセスのあらゆるレベルにおいて関わっていないとてはならない。

⑤実施機関は、柔軟で、固定化されていない資金を確保してはならない。

⑥そのプロセスは機関相互の連携をとりつつ行われ、コミュニティが基盤とならなくてはならない。

⑦子どもや家族のニーズが変化すれば、サービスを受けられなくなるのではなく、サービスの方こそが変えられなくてはならない。

⑧サービスが行われた結果は測定されなくてはならない。もしそうでなければ、ラップアラウンド・サービスは単に興味ある事柄に過ぎなくなってしまう。

とくにクライアントが中心とならねばならないという意味では、②・③・④・⑦の原則は大切なものとなる。同時に、⑧の原則も大切である。というのは、ソーシャルワークには、つねに「エビデンス・ベースド・プラクティス」として、効果測定を行なっていく必要があるからである。その意味で、ラップアラウンドのプロセスはアメリカ合衆国で効果測定の結果、転換点にさしかかっており新たな問題にせまられているのである。

たとえばクライアントたちがみずからの環境をかえる力を身につけたと思っても、ワーカーが手をひいた途端、クライアントたちは元の状態に戻ってしまうケースがある。ワーカーを含めたチームが子どもや家族にとって良い環境を人工的に作りあげてしまい、実は、クライアントたちが自らの力で自然につくりあげていないことが、その問題である。これをふまえて、現在アメリカ合衆国では、「ナチュラル・ラップアラウンド・プロセス」といったものが考えられている (Northey, Primer, and Christensen 1997)。

V おわりに

——コネクティング・ドッツ (点と点をつなぐ)

以上、アメリカ合衆国における子ども虐待支援の政策的変遷を概観したのち、そうした歴史の中で、①子どもの安全性、②パーマネンシー、③子どもと家族のウェルビーイングが「子ども家庭ソーシャルワーク」の目標とされてきたことを確認した。そして、これらの目標を実現するために、①サポート・サービスの階層化、②エビデンス・ベースド・プラクティス、③コミュニティの多様な資源との連携を、アメリカ合衆国ではソーシャル

ワーク・ストラテジーの方向性として重視してきたことを論じてきた。

サポート・サービスの階層化においては、リスクの程度を見極め、家庭復帰、養子縁組、長期里親委託、施設措置等の中から最適な（optimal）オプションを選択していくことが求められる。ペアレント・トレーニング・サービスにおいても同様である。リスクがそこまで高くない場合にはノーバディーズ・パーフェクト・プログラムなどが実施され、ハイリスクな家庭の場合にはコンセンサス・ペアレンティングやMY TREE ペアレンツプログラムなどが実施されているのである。

このようにサービスを階層化し最適なオプションを選択していくには、これらサービスが全くバラバラではなく有機的に緊密に結びつけられていることが不可欠である。もしそれらがバラバラで、相互に連携がとられないままならば、サポート・サービスの異なるオプションへとスムーズに移行することさえかなわないであろう。

エビデンス・ベースド・プラクティスについても、そうである。ソーシャルワーク・リサーチによる研究成果が実践と結びつき、実践がリサーチによる研究成果をベースとして展開されるからこそ、エビデンス・ベースド・プラクティスは可能となるはずである。ソーシャルワーク研究はまさに「実践のための学」でなければ意味がない。また実践は確かな研究にもとづいていなければ曖昧で頼りないものになってしまう。

さらに子どもと家族のソーシャルワークは、その領域にのみ目を向けるべきではなく、コミュニティにも目を向けていく必要がある。子どもと家族のために、コミュニティに存する多様な資源を発見し、それらと協働し、活用していくことができなければならないのである。

このように多様なサービスやプログラムをつなぎ、リサーチと実践をつなぎ、子ども・家族の領域とコミュニティの領域をつなぐことが求められる。そのためアメリカ合衆国では30州以上で、子どもに関するソーシャルワーク業務を統括して行えるようなチルドレンズ・キャビネットを創設するなど組織改革に着手し始めている。

チルドレンズ・キャビネットとは、多様な省庁にまたがる業務であっても、子どもや家族のサポートを行う際には省庁間の連携をはかり、それらに協力を促し、そのための資源を調整するために創設された機関である。これがあることで、子どもや家族に対する支援が効率的かつ有効に機能するようになる。こうした組織改革を含め、「子ども家庭ソーシャルワーク」に関わる者はすべて、自らの領域に目を向けることに終始するのではなく、オープンな思考でコネクティング・ドッツ（点と点をつなぐこと）を目指すべきではないだろうか。

今後は、本稿で整理し論じたアメリカ合衆国の「子ども家庭ソーシャルワーク」の目標とソーシャルワーク・ストラテジーの方向性を、日本の文脈と照らし合わせながら詳細に考察し、具体的ななかたちで活かしていくことが課題となるだろう。

参考文献

- Altstein, H., and McRoy, R. (2000). *Does Family Preservation Save a Child's Best Interests?* Washington D. C.: Georgetown University Press.
- Appleyard, K., Egeland, B., and Stroufe, A. (2007). Direct Social Support for Young High-risk Children: Relations with Behavioral and Emotion Outcome across Time. *Journal of Abnormal Child Psychology* 35(3) : 443-457.
- Berliner, L. (1993). Is Family Preservation in the Best Interest of Children? *Journal of Interpersonal Violence* 8: 556-557.
- Downs, S. W., Costin, L. B., and McFadden, E. J. (1996). *Child Welfare and Family Services: Policies and Practice (Fifth Edition)*. New York: Longman Publishers.
- Downs, S. W., Moore, E., McFadden, E. J., and Costin L. B. (2000). *Child Welfare and Family Services: Policies and Practice (Sixth Edition)*. Massachusetts: A Pearson Education Company.
- 遠藤和佳子 (2002) 「子ども家庭福祉におけるファミリーブリザベーションのあり方——アメリカを中心とした考察」『関西福祉科学大学紀要』第5号 135-149
- Fahlberg, V. I. (1991). *A Child's Journey through Placement*. Indianapolis: Perspectives Press.
- Goldstein, J., Freud, A., and Solnit, A. J. (1973). *Beyond the Best Interests of the Child*. New York: The Free Press. 島津一郎監修・中沢たえ子訳 (1990) 『子の福祉を越えて』東京：岩崎学術出版社
- 畠山由佳子 (2015) 『子ども虐待在宅ケースの家族支援——「家族維持」を目的とした援助の実態分析』明石書店
- Kerman, B., Maluccio, A. N., and Freundlich, M. (2008). *Achieving Permanence for Older Children and Youth in Foster Care*. New York: Columbia University Press.
- 牧野亜希子 (2001) 「ラップアラウンドプロセスとストレングス視点アプローチ」『ソーシャルワーク研究』Vol.27 No.2、118-123
- Maluccio, A. N., Fein, E., and Olmstead, K. A. (1986). *Permanency Planning for Children*. New York: Tavistock Publications.
- McCroskey, J., and Meezan, W. (1997). *Family Preservation and Family Functioning*. Washington D. C.: Child Welfare League of America, Inc.
- McCroskey, J., and Meezan, W. (1998). Family-Centered Services: Approaches and Effectiveness. *The Future of Children* 8: 54-71.
- Nevo, I., and Slomin-Nevo, V. (2011). The Myth of Evidenced-based Practice: Towards Evidenced-informed Practice. *British Journal of Social Work* 41(6) : 1176-1197.

- Northey, W. F., Primer, V., and Christensen, L. (1997). Promoting Justice in the Delivery of Services to Juvenile Delinquents: The Ecosystemic Natural Wrap-Around Model. *Child and Adolescent Social Work Journal*, Vol.14 No.1, 5-22
- Pecora, P. J., Whittaker, J. K., and Maluccio, A. N. (1992). *The Child Welfare Challenge: Policy, Practice, and Research*. New York: Aldine de Gruyter.
- Pecora, P. J., Whittaker, J. K., and Maluccio, A. N., Barth, R. P., and Depanfilis, D. with Plotnick, R. D. (2010). *The Child Welfare Challenge: Policy, Practice, and Research (Third Edition)*. New Jersey: Transaction Publishers, New Brunswick.
- Pecora, P. J., Whittaker, J. K., Barth, R. P., Borja, S., and Vesneski, W. (2019). *The Child Welfare Challenge: Policy, Practice, and Research. (Fourth Edition)*. New York: Routledge.
- Schuerman, J. K., Rzepnicki, T. L., and Littell, J. H. (1994). *Putting Families First: An Experiment in Family Preservation*. New York: Aldine de Gruyter.
- 芝野松次郎編 (2001) 『子ども虐待——ケース・マネジメント・マニュアル』東京：有斐閣
- 芝野松次郎 (2002) 『社会福祉実践モデル開発の理論と実際——プロセシフィック・アプローチに基づく実践モデルのデザイン・アンド・ディベロップメント』東京：有斐閣
- 芝野松次郎 (2015) 『ソーシャルワーク実践モデルの D&D——プラグマティック EBP のための M-D&D』東京：有斐閣
- Steinhauer, P. D. (1991). *The Least Detrimental Alternative: A Systematic Guide to Case Planning and Decision Making for Children in Care*. Toronto: University of Toronto Press.
- Vandenberg, J., Grealish, M., and Schick, C. (1993). *Wrap-Around Guidelines*. Michigan: Michigan Department of Social Services.
- Warsh, R., Pine, B., and Maluccio, A. (1995). Essay, the Meaning of Family Preservation: Shared Mission, Diverse Methods. *Families in Society: The Journal of Contemporary Human Services*, 625-626
- Whittaker, J. K., and Tracy, E. M. (1990). Family Preservation Services and Education for Social Work Practice: Stimulus and Response. In Whittaker, J. K., Kinney, J., Tracy, R. M., and Booth, C. eds. *Reaching High-risk Families: Intensive Family Preservation in Human Services*, 1-11. New York: Aldine de Gruyter.